

65歳以上の皆さまへ

最初の納期限は
7/31(金)です。

介護保険料のご案内

令和8年度介護保険料のおしらせを7月初旬に発送いたします。納付方法は、年金の受給額などによって以下の2つの方法に分かれます。

特別徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が
年額**18万円以上**の人

年金の定期支払いの際に、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。

・老齢福祉年金などは、特別徴収の対象にはなりません。

●特別徴収の納め方 (前年度から特別徴収の場合)

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

普通徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が
年額**18万円未満**の人

市区町村から送付される納付書(または口座振替)で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

●介護保険料の納期限

4月	7月(納入通知書発送)
3月～6月は 納付なし	7月～2月 年8回払い

※納期限は原則その月の末日ですが、休日の場合は翌営業日となります。

安心・便利な口座振替を 利用しましょう!

保険料の納付は口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

！
スマホで口座振替の
手続きができる
ようになりました

詳細はこちら



- ①市税(料)の通知書とキャッシュカードをご用意ください。
- ②上記の二次元コードを読み取ってください。
- ③画面の案内に従って操作してください。

※このほか、金融機関または市役所窓口でも手続きすることができます。

令和8年度の特例

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる65歳以上の人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および住民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は住民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り住民税課税とみなす場合があります。



問 介護長寿課 保険料係 ☎内線4121～4123